

平成26年度鳥取県環境審議会（第3回）

日 時 平成27年1月8日（木）

午前10時～正午まで

場 所 ホープスターとっとり 7階 銀河の間

○広田課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、平成26年度鳥取県環境審議会（第3回）を開会させていただきたいと思っております。

開会に先立ちまして、築瀬会長より御挨拶をお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○築瀬会長

皆様、明けましておめでとうございます。委員の皆様方には、新年早々の大変お忙しいときに御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本年も何とぞよろしくお願いいたします。

ことし2015年は、地方創生元年と位置づけられておりまして、先日の平井知事の年頭記者会見におきましても、地方創生の活力を呼び込むためのさまざまな施策というものが提言されております。その中には、地域からということで、市町村長をメンバーとする鳥取創生チームであるとか、あるいは新規の雇用創出事業であるとか、あるいは、環境立県としての観光客の誘致と、こういったさまざまな施策が提言されております。このような地方創生の施策というものを具現化、あるいはその成果として目標を達成するためには、その基盤となりますのはやはり、この鳥取県での安全、安心な住環境、あるいは生活環境と、こういったものが重要となってまいります。したがって、この環境審議会におきましては、平井知事にしっかりとした答申をしていくことが大変重要であると考えております。委員の皆様方には、昨年同様、建設的な御意見、それから御協力をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶にさせていただきます。

○広田課長

ありがとうございました。

続きまして、事務局を代表いたしまして、鳥取県生活環境部、森川次長より御挨拶申し上げます。

○森川次長

改めまして、皆様、明けましておめでとうございます。本日は新年早々お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

今、会長さんからのお話にもありましたとおり地方創生、ことしを地方創生元年と位置づけて、県としましては、今までの取り組みを一層加速化していくという段階に入っております。

そうした中で、まさに今お話もありましたとおり、県の生活環境部は、県民の皆様方の生活環境の安全、安心、基盤となる部分をしっかり担保していくと、こういった役割を果たしていくこととなっておりますので、そういった観点からぜひ審議会委員の皆様方、ことしも御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

本日でございますが、まず、審議事項として1件、中海についての水質保全の計画策定に向けまして、これまで部会のほうで御議論をいただいておりますけれども、本日この総会のほうで再度御議論いただきまして、よろしければ答申という形までお願ひしたいと考えております。

それから、報告事項が4件ほどございます。

後ほど担当のほうから、詳細は御説明申し上げますので、御審議等よろしくお願ひいたします。

○広田課長

ありがとうございました。

申しおくれましたが、本日司会進行を務めております、事務局の環境立県推進課の広田でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

では続きまして、本日、お配りしております資料の確認をさせていただいたと思いますが、次第と、あと資料のほうは、資料の1-1から1-6までと2-1と2-2、それから資料3、4、5です。皆さんの手元に資料はございますでしょうか。

本日の出席委員数でございますが、お一方、吉澤委員は若干おくれるという連絡が入っておりますので22名の御出席でございますので、条例で定めます定足数である半数以上に

達しておりますので、御報告をさせていただきたいと思ひます。

それでは、今後の進行は築瀬会長さんをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○築瀬会長

それでは早速、次第に従ひまして、答申事項について始めさせていただきたいと思ひます。

第6期中海に係る湖沼水質保全計画の答申案について審議に入りたいと思ひます。

本件については、平成26年2月に諮問を受けまして、当審議会で、大気・水質部会に付議し検討していただいております。前回10月に開催しました審議会でも、途中経過等の御報告をしていただきましたが、このたび、部会での審議が終了したと聞いておりますので、本日改めて本会議で審議したいと思ひます。

それではまず、事務局から説明をお願いいたします。

○金涌課長

事務局の水・大気環境課長の金涌と申します。よろしくお願ひいたします。

では、中海の6期計画について、資料に基づいて御説明していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

この中海の6期計画につきましては、島根県と両県にまたがりますので、両県で共同で作業をしてきております。それでパブリックコメントなり、住民説明会を開催して、大気・水質部会で御審議をいただきまして、今回、全体会で御審議をいただく段階となりましたので、御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

まず、資料1-1でございます。これにつきましては、諮問内容をつけておりますが、26年2月6日に環境審議会のほうに諮問をしているところでございます。

資料1-2をごらんいただきたいと思ひます。これまでの審議の概要でございます。26年2月6日に全体会で諮問をしまして、10月16日、全体会で素案等を説明しました。その後、大気・水質部会で10月16日、それからはぐっていただきますと、12月19日に大気・水質部会でいろいろ御審議をいただきました。その御審議の内容をそこにつけておりますが、主に生活排水対策なり、湖内対策、流域対策、それから水質目標の設定等、こういうものについていろいろ御意見をいただきまして、事務局としての回答内容をつけております。これにつきましては、また後でごらんいただきたいと思ひます。

資料1－3をごらんいただきたいと思います。具体的に、これが中海に係る湖沼水質保全計画第6期計画でございます。鳥取、島根両県で策定してきておりまして、事前にお送りした資料に若干詳しい説明を加えたり、字句の修正等を行っておりますが、全体の内容としては変更はございません。時間の関係もございますので、今回の第6期の重点、それから新規に盛り込んだところを中心に御説明しますので、よろしく願いいたします。

はぐっていただきまして、1ページでございます。この6期計画の内容でございますが、まず諸元とか、第1章では中海の水質の状況、それから第2章で長期ビジョンなり、2番、3番、4番、5番、6番とございます。これにつきましては、湖沼水質保全特別措置法のほうで、こういう項目を盛り込みなさいという形で決まっております、これを具体化して内容を盛り込んでいっているところでございます。

2ページにつきましては、「はじめに」ですので読んでいただきたいと思います。

3ページをお願いしたいと思います。3ページは中海の状況でございます。中海につきましては御存じのとおり、鳥取、島根両県にまたがりまして、鳥取県側は境港市、米子市、それから島根県側は松江市、安来市と4市の周辺市がございまして、全国5位の広さを誇っております。

それから具体的内容は4ページからでございます。現在の中海の状況等を御説明したいと思います。中海の水質保全対策の状況でございます。図1を見ていただきますと、昭和63年から平成25年につきましてCOD、全窒素、全リン等の表を設けておりますが、昭和63年から平成25年度を比べますと中海に入ってくる汚濁負荷をずっと削減してきております。また、下のほうに生活排水処理施設の普及率と書いてございますが、これにつきましては、下水道なり、農業集落排水、それから合併浄化槽等の普及の状況を上げております。鳥取県側も83%という整備率になっております。

はぐっていただきまして、5ページをお願いしたいと思います。5ページは、現在の中海の水質の状況でございます。これも昭和59年から平成25年度までのCODなり、全窒素、全リン等の状況をあらわしたものでございます。黒丸が大体一番悪い地点の経緯、それから白丸が湖心、中海の一番真ん中にあるところでございます。下のほうに中海の図が描いてございますが、真ん中辺のN－6が湖心になります。それから、一番悪いところ、大体米子湾でございまして、米子湾の一番右下のところにT－3とあると思いますが、ここが大体米子湾でございまして、長期的にはCODは横ばい、窒素、リンは改善傾向にあるというところでございます。

それから、図の横のほうに表を載せております。環境基準点、12地点を載せております。そこに赤い線がございます、これがいわゆる環境基準。各年度水質目標を立ててその環境基準に近づけていくという目標を立てておりました、CODにつきましては、米子湾だけがクリアできてないという状況でございます。図を見ていただきますと、T-3、やはり米子湾が一番悪い状況というところでございまして、水質目標に達していないという状況でございます。

6ページをごらんいただきたいと思っております。6ページでございますが、平成21年度に第5期計画をつくりましたときに、長期ビジョンをつくりまして、第6期計画でも、「みんなで守り、はぐくむ、豊かな中海」という目標に向かって取り組んでいきたいと考えております。具体的な内容はまた見ていただきたいと思っております。

はぐっていただきまして、7ページでございます。この長期ビジョンに向けてどう取り組んでいくのかという筋道なりを示しております。長期ビジョンに対して、各種対策を行いながら定期的見直しを行い、水質基準、環境基準の達成を目指すということで、一応平成45年度をめどに長期ビジョンの実現を図ることとしております。

その筋道としまして、①から⑥まで上げております。1つは、流入汚濁負荷の一層の削減ということで、生活排水なり、工場、事業所の排水、農地からの汚濁流出、そういうものに対する対策もとっていきましょう。それから、自然浄化機能の回復ということで、浅場の造成なり、浅場環境（湧水水域を含む）の保全、活用等を図って、自然浄化機能の回復、拡大を図ると。それから、今も取り組んでおりますが、海草等の湖外搬出による栄養塩の持ち出しによって、持続的な水質浄化の仕組みを推進する。

それから、モニタリング等の充実と科学的知見に基づく対策の検討でございます。この中で、やはりきちんと状況を確認しながら河川管理者なり、両県として一層モニタリング体制の充実を図って、継続的変化の把握なり、評価を行っていききたいと考えております。

また、生態系を含めた科学的知見を蓄積して湖沼環境の改善に向けて幅広く、効果的な対策を検討していききたいと考えております。

それから先ほども申しましたが、水質改善の必要の高い米子湾でこれまでの調査結果をもとにここでも流入負荷削減の対策の強化なり、それから水質浄化技術の調査及び試験を行いながら、より効果的な対策を検討していききたいと考えております。

それから、④番目でございますが、親しみやすく快適と感じられる水環境を目指した指標の設定ということでございまして、今まで、水の指標というのはCOD、それから全リ

ン、全窒素で評価してきておりますが、やはり県民の方等になかなか御理解いただけないというところがございます。新たに五感による湖沼環境指標なり、それから透明度を新たな指標として6期から設けていきたいと考えております。

それから、⑤番目でございますが、環境教育等の推進なりでございます。次世代を担う子供たちに対して環境教育を図っていくと。それから、ラムサール条約登録湿地でございますので、賢明な利用の推進に向けて一層の情報発信なり、普及啓発を行っていききたいと考えております。

それから、関係者の連携でございます。国、両県、周辺市、大学、NPOと、それから地域住民の方と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

それから、9ページをごらんいただきたいと思っております。ここから具体的な計画に入っていきます。それから具体的な対策なりに入っていきます。

まず、計画期間でございますが、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画とします。それから、水質の保全に関する方針で、ここで水質目標を立てることにしておりまして、通常ですと、今回の6期の期間の達成すべき、平成30年度の水質目標につきましては、第5期の計画の数値をそのまま継続していきたいということでございます。表の中で、現状25年度、COD5.6なり全窒素0.64と書いてありますが、これが現在の状況で、平成25年度末の状況でございます。水質目標、米印の1と書いてありますが、平成30年度の目標をCOD5.1、それから全窒素0.46、それから全リン0.046としたいと考えております。

隣に参考値と書いてありますが、通常ですと、前期までの計画につきましては、水質のシミュレーションの予測値をそのまま水質目標としておりましたが、先ほど申しましたが、前期計画の水質の実績が目標に達していないと。それから、今回の予測値につきましても、前計画の目標値を上回る値ということがございまして、私どもとしてはやはり目標値を下げずに、前計画のままで進めたいと考えております。

次に、10ページでございます。先ほど申しました、望ましい湖沼の将来像に向けての評価指標で2点ございます。まず1点目、①でございます。五感による湖沼環境調査による評価でございます。これにつきまして、今、両県が地域住民の方をモニターとして、湖沼の、中海に対してどう感じられるかというのを、月1回見ていただきまして、その中には五感、まず、見てどう感じるか、それから聞いてどう感じるか、においがどうか、味わってどうか、触れてどうかという、この5点につきまして100点満点で毎月評価し

ていただきまして、皆さんの目で見えていただいた中海の状況を、今モニターをしております。それにつきまして、もうちょっと拡大しながら新たな指標として持っていきたいと。これにつきましては、100点満点で、A、B、Cの段階がございまして、現在まだBの段階でございますが、Aの段階である、おおむね良好で親しみやすい環境にあると感じられると、ここを目指して水質改善対策なりを図っていきたいと思っております。

現在、鳥取県側5地点、それから、島根県側5地点の10地点でやっております。鳥取県側につきましては、湊山公園、それから水鳥公園、それからウインズのあたり、それから中海の干拓地、それから境港市の西工業団地のところで、皆さんが中海を見られてどう感じるかというのを今継続的にモニターをさせていただいておりますので、それを新たな指標として加えていきたいと考えております。

それからもう1点、見た目にも快適と感じられる水環境を目指してということで、透明度による評価でございます。やはり皆さんがきれいだなと感じられるのは、やっぱり透明である程度底まで見えるような水質が求められているということで、新たな指標として透明度を設けたいと思っております。現在、米子湾では平成25年度末で1.7メートルでございます。平成4年に透明度2メートルというのが、今までの最高で、それから悪くなったりして、また透明度が少し上がってきているということで、透明度2メートルを目標として水質改善等を図っていきたいと考えております。

続きまして、11ページ以降でございます。ここから4番目でございますが、水質の保全に資する事業としまして、生活排水対策、特に下水道、農業集落排水、浄化槽で処理することによって汚濁負荷の削減を図るということで考えております。

表を見ていただきますと、これは鳥取県のところ、平成25年の鳥取県のところでございますが、処理人口を書いております。流域内行政人口8万300人に対して、現在、処理できる人口として6万6,800人ということで、約83%でございます。それを平成30年度、下のほうに行きますが、鳥取県の場合、88%まで処理人口を上げたいと考えております。全体につきましても、島根合わせて91%まで上げていきたいと考えております。

下におりていただきまして、①は下水道の整備の状況でございます。下水道につきましても継続的に整備を進めていきたいと考えております。

はぐっていただいて12ページでございますが、②の農業集落排水なりの維持管理、農業集落排水については両県とも整備が終わっておりますので、引き続き適正な維持管理に

努めて、汚濁負荷を削減していきたいと考えております。

13ページが、浄化槽等の整備の状況でございます。

はぐっていただきまして、14ページでございます。(2)につきましては、廃棄物処理施設、廃棄物の適正な処理を行うということと、それから(3)番目でございます。湖沼の浄化対策ということで、①の湖内対策の検討、推進等ということでございまして、国等は、浅場、藻場の造成、覆砂等を行って、自然浄化機能の回復を図る。また、県等は住民団体と協力しながら海藻の回収なり、それから、アサリ等が多く生息する貴重な浅場環境、湧水水域の保全、活用を図っていきたいと考えております。

それから、県としまして、先ほど申しましたが、水質改善の必要性の高い米子湾において、これまでの調査結果や停滞しやすい流動特性により水質が改善しないと、今考えられておりますので、引き続き陸域からの流入負荷削減の強化を図りながら、水質浄化技術の調査及び試験を行いながら、より効果的な対策を検討していきたいと考えております。あとは浮遊ごみ等でございます。

15ページをお願いいたしたいと思っております。水質の保全のための規制その他の措置でございます。

まず、(1)でございますが、やはり工場・事業場からの排水をきちんとしていただくというのも重要なことでございますし、それから、下のほうに行きまして、生活排水対策でございます。やはり各家庭からの対策と、それから②でございますが、下水道の整備は進んできたのですが、それに接続されていないという御家庭もございまして、やはり接続の推進というのも重要なことでございますので、そこらあたりも、市と協力しながらPRをしていきたいと考えておりますし、浄化槽の適正な管理等も必要だと考えております。

16ページをごらんいただきたいと思っております。16ページにつきましては、畜産なり、漁業なりの汚濁負荷対策、それから、流出水対策としまして、農業地域での肥料の減肥等、それから、水路等の泥上げとか、それから市街地対策、それから自然地対策等を16ページ、17ページで上げておりますし、18ページには、流入河川直接浄化対策ということでございます。

それから、⑤でございますが、先ほど申しましたように、米子湾は一番水質が悪いということがございまして、米子湾に流入する地域を流出水対策地域と言いますが、そこを5期からエリアを指定しまして、農業対策なり、市街地対策なり、河川等浄化対策を強化してきておりまして、6期につきましても重点的に汚濁負荷削減策をしていきたいと考えて

おります。

あと22ページ以降に、米子湾における流出水対策推進計画をつけておりますので、また後で具体的に少し説明させていただきたいと思います。

19ページをごらんいただきたいと思います。その他の水質の保全のための必要な措置でございまして、やはり、公共用水域につきまして、中海なり、それから流入河川につきまして、定期的に水質測定等を引き続き行っていきたくて考えておりますし、アオコとか、赤潮の水質の状況について監視等も行っていきたくて考えております。

また、(2)の調査研究の推進と対策の検討でございまして、やはりなかなか汽水湖、特に中海、塩水が回る汽水湖ですが、なかなか、どうして汚濁が起こっているのか、先ほど申しましたように、やはり流入負荷削減はしてきていると、ただ、なかなか水質改善が進んでないということがございまして、やはり両県なり、大学等が連携しながら、モニタリング体制の検討なり、水質等のデータの分析、評価に取り組みたいと考えております。

また、これまでの蓄積した流動なり、底質等の調査を引き続き行いながら、より効果的な水質保全対策を考えていきたくて考えております。

それから、総合的な流域管理につきましては、やはり住民の方にきちんとわかりやすい情報提供等を努めていきたくて考えておりますし、20ページをごらんいただきたいと思っております。

ラムサール条約登録湿地の環境保全と賢明な利用(ワイズユース)の促進ということでございまして、引き続き環境学習等に取り組みますし、(5)ですが、また以下でございまして。平成27年度に条約登録湿地10年を迎えます。来年度11月で10年になりますのでこれまで以上に、やはり次世代を担う子供たちを中心として国内外に向けた情報発信、普及啓発を行いながら、賢明利用なり、環境保全意識が受け継がれるように取り組んでいきたくて考えております。

(6)番でございまして、水質浄化については、やはり住民の理解と協力等、それからいろいろ参加が必要と考えておりますので、保全活動の推進も進めていきたくて考えております。あと、以下は環境学習なり、水質事故の対応なりでございまして。

22ページが、米子湾のと、資料の24ページを先に見ていただきますと、加茂川なり、旧加茂川なり、米子湾に流れ込むエリアを特に流出水対策地域とエリアを指定しまして、このエリアを見ていただきますと、大きいのは加茂川、旧加茂川が米子湾に流れ込んでいるという状況でございまして、22ページに戻っていただきますと、そこに対して、具

体的方策で、2のほうに書いておりますが、鳥取県につきましては農業地域対策で緩効性肥料の導入なり、代かき時の汚濁流出防止のための適正な水管理なりを進めていきますし、市街地対策としては路面の清掃なり、それから河川浄化対策につきましては、河川のしゅんせつなり、河川内の藻刈り等を行うこととしております。

以上、計画自体の説明をこれで終わらせていただきまして、資料1-4をお願いしたいと思っております。今後のスケジュールでございます。先ほど申しましたように、2月6日に環境審議会全体会に諮問しまして、順次パブリックコメント、それから、部会での審議で、今回1月8日の環境審議会の全体会で答申をいただければ、引き続き事業の実施者なり、関係市町村長の意見聴取、これにつきましては、私どものほうは米子市、境港市に対する意見聴取を行いまして、河川管理者は国でございますが、国との協議なり、両県協議、島根との協議をして、環境大臣との協議がございまして、最終的に3月をもって計画策定というスケジュールで進めていくことになっております。

まだ、この段階で市町村長の意見なり、両県協議なりで、若干字句等、修正等がかかることがあるかもしれませんが、そこらあたりは、また御了解いただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○築瀬会長

ありがとうございました。

では引き続きまして、大気・水質部会での審議結果について、安田部会長より御説明をお願いしたいと思います。

○安田部会長

それでは、大気・水質部会での審議結果を御報告いたします。資料1-5、次の資料です。これをごらんください。

平成26年2月6日付で、大気・水質部会に審議を付託された、第6期中海に係る湖沼水質保全計画案については、慎重審議の結果、案のとおり策定することが適当としましたことを御報告いたします。

大気・水質部会では、主に中海の水質浄化対策に係る普及啓発や、第6期計画に取り入れられる新指標などについて審議いたしました。パブリックコメントや部会からの意見を

踏まえて、上流域も含めた水質浄化対策に係る活動の情報をより一層発信するなどして、中海に係る活動全体が継続されていくよう、関係者のみならず住民全体への意識啓発、連携強化に努めること。住民への意識啓発の1つとして、科学的な水質目標だけではなく、一般の方にもわかりやすい新指標についても積極的に情報提供、普及に努めること、先ほど御説明のあった五感の調査みたいなものですね、が第6期計画推進に向けて必要であることを大気・水質部会で改めて確認しましたので、県におかれましては、これらの推進に向けた施策の実施をお願いし、大気・水質部会からの審議結果を報告いたします。以上です。

○築瀬会長

ありがとうございました。

ただいまの内容につきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

第6期の計画案としては、拝聴させていただきましたけれども、例えば、平成25年度の結果を見ますと、自然系から出てくるCOD、あるいは窒素、リンというのがかなり多いように感じますけれども、例えば、自然系に対してはどのような、具体的な施策をお考えなのでしょうか。

○金涌課長

資料の16ページなり17ページをごらんいただきたいと思います。

やはり自然系でございますが、農業地域対策、水田とか畑とか、そこら辺につきましてやはり、化学肥料を少なくしていただくとか、それから、排水路のやはり泥がそのまままた、中海のほうに流れ込むということもございますので、そういうものも泥上げをやっていただいたり、島根のほうもエコファーマーと言いまして、化学肥料の減肥にやはり取り組んでいただくと。それから、今、米子湾の流出水対策地域では、浅水代かきと言いまして、田植え前に田んぼの代かきをしてから田植えにかかれるのですが、やはり満水にしたままで代かきをしますと、泥とか汚濁物質、肥料がそのまま流れて出てしまいます。やはり、浅くして代かきをして、泥水とかが河川に流れないような対策を、今、JAさんとか、地区の住民の方とかと一緒にやって取り組んでいるところでございます。

それから、また17ページでございますが、やはり市街地対策で道路路面の清掃、やは

り泥などが河川に流れ込みますと、それが汚濁負荷の原因になりますので、そこらあたりの清掃なり、道路路面なり、道路側溝の清掃なり。それから、自然地域対策としまして、森林の適正な管理を含めてやっていかなければならないなということで、こういう対策を盛り込んでおりますし、18ページのほうに流入河川等を直接浄化対策ということで、しゅんせつなり、堤防の除草なり、やはり除草したものがそのまま流れ込むと、それも汚濁負荷になりますので、除草等を行いながら適正な管理を行っていくというのも自然系の対策として考えております。

○築瀬会長

ありがとうございます。

何か御意見、御質問。

どうぞ。

○岡田委員

先ほどのにも関連してくるかと思うのですが、パブリックコメントのほうに、人為的な汚濁が減った分、自然系負荷の割合が大きくなってきているというのの回答内容のほうで、モニタリング強化にも取り組みますということだったのですが、先ほど、対策については説明していただいたのですが、モニタリングの強化の、強化の部分は何の辺に当たるかを教えてください。

○金涌課長

今、河川の流入調査、中海に流れ込む河川の流入調査を、今までは年1回だったのが、今回、25年度から年4回にふやして、また、来年度も6回にふやす予定で今取り組んでおるところです。やはり、どこからどれだけ流れ込むか直接やる必要がございますし。それから、またもう一つ、モニタリングポイントも今の状況で本当でいいのかどうかというものもありますし、それから、モニタリングのやり方も固定的にこの地点だけをはかるというのがあるのですが、今はもう自動的に深く潜って自動的にはかれる機械もございますので、そういう機器の設置もちょっと考えていきたいなと。ただ、国と島根県と両方考えながら、それから、流入調査については市町村の御協力も必要なので、そこらあたりで、強化を図っていきたいと考えています。

○岡田委員 はい、わかりました。

○築瀬会長 ほかにございませんでしょうか。

○橋本委員 いいでしょうか。

○築瀬会長 はい、どうぞ。

○橋本委員

今、自然系のことについて話が行っているわけですが、以前説明があったのかもかもしれませんけれども、ちょっと私、忘れましたので教えてください。

この自然系というのは、これどうやって算出するのですか。

○金涌課長

各種統計調査、畑が幾らですと、この畑からどれぐらい流出するだろう、それから下水道の整備がいけば、その分が汚濁負荷量が減るということで、各種統計値をもとに推計して、それをまとめたものということでございます。

○橋本委員

いや、てっきりここで言う自然系とか、畜産系とかいろいろあるわけですがけれども、これら自然系以外のものを全体のBODから差引いたのが自然系かなと思ったのですが、そうではないのですね。

それで、COD、窒素、リンですが、年ごとののは出ているのですけれども、月別に見た場合、月別の推移というのはどうなのですか。やっぱり夏場が多いのですか。

○金涌課長 やっぱりその自然条件によっていろいろ、月別も変わってきます。

○奥田係長

補足して説明しますと、1年、夏から春、夏、秋、冬とあるわけですがけれども、一般に夏のほうが植物プランクトンなりの発生が多くて数値としては高くなります。一方、冬の

ほうはやっぱり日照も低かったり、水温も低かったりということで、そういった汚れの部分は湖内から発生する部分は少なくなったりしますし、窒素、リンとかの流入に関しては、山から入ってくるわけですが、冬のほうは窒素が高いとかというところで、一般的な季節の変化はあるというふうに理解いただければと思いますが。

○橋本委員

月別に見た場合、何か原因、ここら辺が原因なのだなというのがわかれば、あとその対策というのができやすいかなと思ったものですから。

それから、窒素ですけれども、窒素には当然、無機と有機とあるわけですが、その辺の無機、有機の区別、これは全リンですからトータルが出ていると思うのですが、個別の検査というのはないのですか。

○奥田係長

個別のほうでもしております。お示ししているのは全窒素、全リンで全体のほうですが、無機体、有機体をはかって、それで何がわかるかといいますと、例えば、雨から入ってくる窒素もあるわけですね。そういったところは無機でとられたりというところですし、山とかから枯れ葉等々で入ってくるような窒素は有機体ということで、窒素の種類も見ながら、そういう数値がどこ由来かという話も考慮しながら、いろいろ考えているというふうに御理解いただければと思います。

○橋本委員

これはどうですか、有機、無機、どっちが多いのですかね、当然有機のほうが多いですか。

○奥田係長

一概には言えないので、また季節によっても変わるのであれなのですが、冬に関しては、一般的に無機のほうが高い感じですね。

○橋本委員

窒素が減るとCODもかなり減るのではないかなと思うのですが、違うのですか。

○奥田係長

そこもなかなか一概にそうですとは言い切れないところがありまして。窒素、リン、いわゆる栄養分ですので、栄養分を減らしていけば池の汚れとなる植物プランクトンの発生量がおさまるというところを簡単には理解できるのですが、実際そうでもなくて、入ってくる量はとめるのだけでも、ヘドロの中から溶出してくるものとかもありますので、実際に窒素、リンを下げれば水質がよくなる方向にはあるわけですが、実際、窒素を例えばこれぐらい減らせれば、水質がこれぐらいよくなるということをなかなか断定はできないというところで、そういったところも含めて調査研究等々を続けていかないといけないのかなと考えているところです。

○橋本委員

これを見ていましたら、CODでつかまえている有機物というのは何だろうかちょっと感じたものですから、こういう質問をさせてもらいましたが、ありがとうございました。

○築瀬会長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。いかがでしょう。

○東委員

新しく、五感による湖沼環境調査の評価というのを始められたということですが、こちらの地域住民のモニターの年齢層というのはどういった感じなのでしょう。

○金涌課長

ちょっと年齢層まで見ていないのですが、私が行ったときには若い人から子供さんたちも親御さんと一緒に調査されたり、それからある程度、やはり中海に興味のあられる年齢層の高い方もございます。やはり、中海に興味のあるという方がやはり応募していただいて、月1回調査していただいて結果を出していただくという形になっておりますので、年齢層は幅が広いということで御理解いただきたいと思います。

○築瀬会長

先ほど、科学的な分析データと、それと五感の相関性というのは何か見られるのですか。

○金涌課長

なかなか難しいと思います。透明度とかでしたら、ぱっと出せますが、やはり今のデータの的には100点満点で71.6ぐらいですか、出ておりました、やはり、その地点地点で、特に評価が悪いのはやっぱり米子湾です。しかし、境港のほうとかにつきましてはやはり評価が高いと、やはり見られた感じがそのまま、今の水質データと直接関連はないですが、やはり水質が悪いところについては評価も低いという傾向があると思っております。

○築瀬会長 ほかに何かございませんでしょうか。

○香川委員

資料1-3の19ページの6の(2)の④のリモートセンシングの開発というところですが、これは具体的にどういったセンサーでどういった分解能でという具体的なところを少し教えていただけないでしょうか。

○奥田係長

手元に資料がないので、詳しくは後ほどという形にさせていただきたいのですが、リモセンですね、無人の航空機なりを使って、その上から写真というか、何ていうのですかね、光の波長ですね、そんな関係で植物プランクトン、クロロフィルという指標があるのですが、そういったところの量を把握することによって、どこがそういった植物プランクトンの発生源になるかとか、平面的な分布はどうだということを今研究を重ねているというところがございます。

これを使いますと、現場に行って水をとってきて分析するという形が今までのやり方だったのですけれども、航空写真等々を使ってその時期の全域の水質が手にとるようにわかるという形を目標にしているということがございます。

○築瀬会長

ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

○岡田委員

五感で住民の方にもわかりやすいように評価をするというお話があったのですが、住民の方にわかりやすいようにという点でいくと、生き物の量みたいな、量とか種類みたいなので示すとわかりやすいのかなと思ったのですが、そういったことはされているのでしょうか。

○金涌課長

生き物の漁獲高ぐらいしかなかったと思います、データの的には。底生生物がどれだけというのまだ具体的にはちょっと私どもも資料整備できておりません。生態系も含めてモニタリングを評価していこうということで考えておりますので、やはり底生生物もどれだけいるかというの、今具体的にデータを持っていないので、そういうのも含めてモニタリング強化という形で考えていきたいと。やはり、サルボーとかアサリとか、そういうのをどんどんふやしていかなければいけないというのもありますので、そういうことも含めて調査とかやっていきたいと思っています。

○岡田委員

よく川の調査で、きれいな水の生き物とかがあってあるではないですか、あれのよしあしは置いておいて、あんな感じで住民の方とか子供さんとかがもうちょっと親しみやすい形でイメージしやすい、昆虫とかも含めてそういう指標みたいなものとか、数字が示せるというのかなと思いました。

○金涌課長

今、米子市の1つの小学校、成実小学校でしたかね、そこでやっぱりみんなで調べる調査ということで、中海に流入する河川のそういう生物を含めた、それから水質等の調査をずっとやっておられますので、そういうものも1つの皆さんにお示しできるいいデータになるのかなと思っています。

○築瀬会長

ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

○名島委員

今ちょうど小学校のお話が出ましたけれども、環境教育ということを上げているわけですが、実際、例えば教育委員会とか、そのあたりとの連携で、どういう形で具体的な環境教育というのは進むことになるのでしょうか。

○金涌課長

具体例ですが、今、米子市のほうでは水鳥公園とかに行かれる場合のバス代の補助を出されたり、やはり、水鳥公園も中海の1つの自然環境の中でやられていますので、そういうのも今取り組まれておりますので、市と相談しながら、そういうのもどんどんやっていただくような形で進めたいなと思っています。

○名島委員

カリキュラムという点で、環境教育というのは日本全国でももちろんあるとは思いますが、鳥取県独自でそのような環境教育という方向性はいかがでしょうか。

○広田課長

本日の報告事項でも環境教育の行動計画の報告しようと思っています。環境立県推進課ですが、直接、河川なり湖沼なりのそういうプログラムというところは設けておりませんが、先ほど、岡田委員さんのほうからおっしゃられた、国交省さんがつくっておられる下敷きでの河川の生き物調査だとか、ああいったもので結構、今、簡単に水の汚れなりがわかるような取り組みはされておりますし。

また地域団体としての取り組みとして西部のほうで、皆さん御存じでしょうから、具体名を言ってもあれですが、向井さんとかがパンティーストッキングを使った生活排水対策だったり、ああいったものでどれだけの汚れが削減できますよというのを実際に目の前で見せて、パンティーストッキングを通したものと、そのまま流れていったものが、これだけの汚れの違いになりますよとか、さき方底生生物のこともありましたが、シジミとかで

残った牛乳の白いものが30分ほど話して講義している間に、シジミが10個ほど入っている中ではどんどんきれいになるのですねということを実体験で見せたり、そういったそれぞれきちとしたプログラムとして提示はしておりませんが、環境団体さんのそういった工夫だったり、いろんなこれまでの体験とかを通して、水質浄化だったり、場合によってはその地球温暖化だったり、いろんな分野で取り組んでいただいております。そんなところでございます。

○名島委員 わかりました。ありがとうございました。

○築瀬会長

ありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。

○藤江委員

今後のこの計画の全県への普及とかについては、実は、悲しいですけども、本町も含めまして、多分、中部、東部については、この計画についての認識というのはほとんどないかと思えます。ただ、計画の内容を見ますと、中海だけではなくていろいろな水質浄化の取り組みに生かせるような事柄がありますので、例えば、先ほどの浅水代かきですね、こういったような水質浄化に取り組めるような農業の方法について、農業関係者に普及していくとか、いろいろな方面から普及啓発していくことも、この計画であったりとか、ひいては全県の水質浄化の取り組みにつながるのではないかと思えますので、ぜひとも、ホームページとかパンフレットだけに頼らない普及啓発をお願いしたいと思います。

○築瀬会長 よろしいですか。

○金涌課長

ありがとうございます。

私どもは、湖山池も東郷池も持っていて、やはり同じようにこういう水質保全の計画を持っておりまして、実際に浅水代かきにつきましても、東郷湖の方地地区とか、やはりやってみたいというところがございまして、実際に取り組まれていると思えますし、鳥

取は湖山池ではなかったかな（発言する者あり）湖山池についても湖南地区のほうで取り組んでいただいているということがございますので、先ほど御意見があったように、実質的に私どももパンフレットとかそれだけではなくて、やっぱり具体的な行動を起こしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○築瀬会長

ありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。

○山本委員

山本です。中海の、しかも米子港の一番そばで育った人間として、本当に中海に対してはいいイメージがない中で遊んではきました。臭くて当たり前という中で遊んできましたので、透明度2メートルよりもよくするという目標についてすごく興味があるところです。いい中海というのがないので、何というか、悪いところ、底辺まで行っているのではよくはなるのだろうとは思いますが、その具体的な部分は、もちろん環境教育も重要とは思いますが、この30年までの目標の中で、一般の下水の対策で、浄化槽の普及率について、目標が、ごめんなさい、どのページでしたか（「11ページです」と呼ぶ者あり）11ページ、目標についてが、処理人口の合計が、鳥取県68.8%でよろしい（発言する者あり）あ、人口ですね、これ、ごめんなさい。未処理ではないな、これは概要ですよ、目標については。

○金涌課長

いいですか、11ページの上の表でございまして、まず、左のほうを見ていただきます。現状が平成25年度末で、鳥取、上のほうです、処理人口合計6万6,800人で、率は83%が現状でございます。下におりていただきまして、目標30年度、5年後でございます。鳥取県を見ていただきますと、6万8,800人で88%まで整備を高めようということで考えております。

○山本委員

その整備を高める際の、これが高いかどうかということと、人口そのものが減っていく

可能性もあるかとは思いますが、ああ、そうですね。その対策について、今までと同じ対策で徐々に割合がふえていくのか、それとも、とにかく強化していく、例えば、浄化槽についての今の半分は出すというところをもっと割合を高めるとか、この強化期間に、今とにかく変更すればお得ですよというキャンペーンを張るであるとか、一気にできるような方策が、目玉的な方策があると、住民も、ああ、本気なのだなという気がするかなと思います。

その面と相まって、学校と地域での環境教育も、だからこそ一緒に中海をきれいにしていきましょうねという施策と普及のほうが一致するのではないかなと思いますので、この答申に書くかどうかは別としても、また市町村さんとの兼ね合いがあるとは思いますが、何か対策が具体的になるといいなと思います。

○築瀬会長

ありがとうございます。（発言する者あり）いや、今のはコメントとして。

ほかに何かございませんでしょうか。

それでは、ただいまの内容につきまして、当審議会としての意思決定をさせていただきたいと思います。御意見あるいはコメントをいただきましたけれども、特に大きくこの答申に対する変更というのではないかなと思います。ただ、個々の具体的な策の策定において、まだ。

この答申していただいた内容については大きな変更はないと考えておりますけれども、そのような内容で承認していただくということでもよろしいでしょうか。

そうしましたら、この答申に従いまして、これから島根とのやりとり、あるいは市町村とのやりとりもあるかと思えます。少し修正がかかるかと思えますけれども、それも含めて御承認いただきたいと思います。ありがとうございます。

では続きまして、議事の2、報告事項に移りたいと思います。4件ございます。

事務局からまとめて御報告をお願いいたします。

○広田課長

それでは、資料2-1と2-2で環境立県推進課のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

先ほども話題になっておりましたが、環境教育の関係で鳥取県環境教育等行動計画を策

定しましたので、御報告をさせていただきたいと思います。

資料2-1に掲げておりますが、環境教育の基本的な考え方ですとか、推進施策等をまとめたもの、これが鳥取県環境教育等行動計画として、昨年11月に策定をいたしました。この行動計画につきましては、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の改正によりまして、努力規定ではございますが、行動計画に掲げる事項というものは定められましたので、環境教育の基本方針というのが、平成4年に鳥取県も定めておりましたが、それを見直す格好で行動計画というものを策定をしたところでございます。

行動計画の位置づけでございますが、現在実行中の鳥取県環境基本計画の中の環境教育を推進するための計画と位置づけて、環境保全活動なり、環境教育等を推進していこうというものにしたところでございます。平成4年の環境教育基本方針からの見直し点というか、改善点につきましては、環境保全のために求められる人間像ですとか、環境教育が育むべき能力というものを追加させていただきました。

それから、環境教育の方向性としましては、やはり本県は豊かな自然環境に恵まれているということを生かしながら環境教育を進めていくということを記載し、また、環境教育の基本計画で定めました将来の姿というものを、目指す姿として同様に記載をさせていただいたところでございます。

行動計画の概要で下側の3番目に目指す将来の姿というものを記載しておりますが、全ての世代におきまして環境教育・学習等が積極的に実施され、環境の様子などに心をとめて、気づきとかに基づきまして、環境問題の解決に向けたみずから考えて行動する人が育っているという状況を目指しましょうということにしたところでございます。

裏面のほうに策定経緯を記載しておりますが、本日御出席いただいております、さき方も発言がありました山本委員さんのほうにも、この行動計画の検討会の委員になっていただいて策定をしてきたところでございます。

お手元に資料の2-2として、白刷りで環境教育等行動計画ということで定めましたが、若干説明をすれば、4ページぐらいからですかね、基本的な考え方、先ほど言いました人間像ですとか、育むべき能力というところが知識の習得にとどまらず、主体的に行動して成果を導き出すことができる人、またそれらを他者に伝えることができるような人、そういったことが環境保全のために求められる人間像であり、またそういった人間像に求められる能力としては、下側の環境保全のための力としては身近な環境の変化に気づく力だったり、自然環境の不可逆性を理解するような力が必要なのではないかなということに記載

させていただいたところです。

次の5ページのほうで、環境教育の手法としましては、さき方申しましたように、自然体験だとか、社会体験、そういった実体験を通じたさまざまな経験する機会を設けて、体験活動を通じた環境教育を進めていけたらということにさせていただいたところです。

あと、環境教育の施策ですとか、家庭での役割、また事業者、学校等の役割とか、それぞれ主体における役割ですとか、取り組み例とかも記載をさせていただいたところです。また後ほど具体的に見ていただけたらと思います。

さき方、少し中海の関係で御質問のあったところでいけば、23ページからですが、県内の環境教育に利用できる施設ということで、東部地域、中部地域、西部地域、さき方、西部のほうで米子水鳥公園とかが上がっておりましたが、そういった施設を活用して環境教育が推進できますよという情報提供もさせていただいたところです。

この行動計画に基づきまして一層環境教育等を進めて、環境保全活動なり、そういった推進に当たっていけたらと考えております。以上です。

○金涌課長

続きまして、資料3をごらんいただきたいと思います。水・大気環境課の金涌でございます。

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の運用について御報告させていただきたいと思います。

地下水条例につきまして、地下水保全条例につきましては下の図の参考の流れを見ていただきたいと思います。事業者から井戸の採掘前に影響調査計画表を出していただいて、それを県が受け付け、審査して、審議会、それから市町村長の意見をお聞きしながら相手方に意見を述べていく仕組みになっております。

今回2点ございまして、この流れを省略化させていただきたいと考えております。

事例1をごらんいただきたいと思います。岩美町内の国道の融雪装置でございます。融雪装置用の井戸を掘削する場合がございますが、この場合、道路法なり関係法令に基づいて施行されるということで、法令関係を優先しようと考えております。この事業につきましては、市町村の要望等を踏まえて施行されますし、各種法令に基づいて実施されまして、それからまた、ほかの井戸等への影響が出た場合の補償等も公共事業同様明確にされております。

この事業ともう一つ、事案2で、井戸を更新する場合でございます。旧井戸を廃止して、新しい井戸を整備する場合で、同一敷地内において同条件、旧井戸、新井戸を旧井戸の付近に設置、それからまた、同じ帯水層から採水、それから同一の採水時期、採水時間、採水量で採水されることということにつきまして、ただし、これにつきまして条件つきでございますが、これらの条件を満たさないことが判明した場合は、先ほどの条例の手続を行うということございまして、次のこの2点につきまして、法令を優先するもの、井戸の更新をするものであるということから、環境審議会の温泉・地下水部会の報告をもって審議にかえさせていただきたいと、また、環境審議会総会の報告についても省略させていただきたいと考えております。以上です。

○濱江課長

続きまして、緑豊かな自然課の濱江でございます。資料4と資料5を使いまして、鳥インフルエンザ並びにセアカゴケグモの御報告をさせていただきたいと思っております。

まずは資料4、高病原性鳥インフルエンザウイルス検出に伴う対応状況についてということでございます。

昨年11月13日に、全国で第1号ということで、鳥根県安来市のほうで、野鳥ふん便から高病原性鳥インフルエンザが検出されました。鳥取県も検出された場合に、環境省のほうで、野鳥重点監視区域という半径10キロ圏内を設定いたしますので、そのときに米子市なり、南部町がひっかかりましたので、対策会議などを開きまして、県としてもいろいろと監視体制を強化していくということを決めたわけでございますが、それに続きまして11月27日にも、鳥取市の気高町の日光池というところがございまして、そこで採取されました野鳥ふん便からまたウイルスが検出されたということで、県としましては、年末年始も含めまして現時点におきまして、野鳥監視の体制をずっと強化しているところでございます。

また、家禽、畜産のほうですけれども、皆様、御承知のように、宮崎県の延岡市でありますとか、また宮崎県宮崎市、そして最近では、山口県の長門市、そういったところで鳥インフルエンザの事案が発生しておりまして、そういった場合は、全てその鶏を殺処分するというようになっております。

実際、現在今、野鳥で鳥インフルエンザが検出されたのが、今シーズン9例目、家禽につきましては、先ほど申し上げましたように3例目ということになっておりまして、

なぜ、このように多いのかということもありますけれども、先日、鳥大農学部の中野教授にお聞きしたときには、韓国が最近特に寒いと、日本も寒いのですが、そういうこともありまして、韓国のほうから早い段階で、鳥が飛来してきているのではないかという見解を示されたところでございます。

いずれにしても、各所でインフルエンザが検出されておりますので、県としましては、県の出先機関、東部、中部、西部あわせまして、引き続き監視体制を強化してまいりたいと思っております。

続きまして、資料5でございます。資料5につきましては、前回の環境審議会でも伯耆町のパーキングエリアで多くのセアカゴケグモが検出されましたけれども、その場合はパーキングエリアということで、多分、関西だとかそういった方向からのトラックがパーキングエリアに駐車して、それでセアカゴケグモが発見されたと思っておりましたけれども、今回の場合は、セアカゴケグモ1匹だったのですけれども、三朝町のある旅館の駐車場の前にコーンがございまして、そのコーンの中に1匹発見されたということで、パーキングエリアだけではなくて県内どこかにクモ自体がいるということはあるのだろうなということをおっしゃっておりまして、県としては引き続き巡視、点検、そして見つけたら早期駆除、そして、周知徹底、そういったことを図ってまいりたいと思っております。

一般的にクモは冬場になりますと死んでしまうということはおっしゃっておりますけれども、場所によっては、あったかい場所にいるとやはり死滅せずにそのまま生き残ってしまっていて、繁殖してということもあるようですので、そのようなことも気をつけながら点検、巡視をやってまいりたいと思っております。以上でございます。

○築瀬会長

ありがとうございました。

ただいまの御報告に対しまして、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

○田倉委員

資料4のインフルエンザについて、もしわかれば教えていただきたいのですが、このインフルエンザが鶏に移って発生するというのは過去3年ぐらいなかったですね。それと、カモのふんとかから出ているのですが、1年前、2年前ぐらいは出ていたのでしょうか、その辺を教えていただきたい。というのは、もしかすると、毎年渡り鳥が来るのですが、

流行というものが人間のインフルエンザみたいにあるのかなというところがちょっと知りたいかなと思っただけの質問でございます。

○濱江課長

先ほどのお答えでございますけれども、過去3年において、この鳥取県内においても、こういう鳥インフルエンザのウイルスの検出というのはございません。ただ、22年ですか、そのときに鳥インフルエンザの大量検出というのがございました。

あと、カモの関係でございますけれども、やはりそれも22年のときに、安来市でございましたけれども、それ以降はございません。例えば、山口県の、今回出ました長門で出ました家禽でも、2004年に出ましたけれども、それ以降10年、家禽には出ていないということで、宮崎県とかはかなり出るのですけれども、やはり、何かそういう流行のようなものも、もしかしたらあるのかもしれないということと、あと、この鳥インフルエンザが、鳥から本当に鶏にウイルスが伝わっているのか、それともまた別のものが媒介しているのか、その辺のところの原因究明というのが、どこの家禽で出た場合にもまだはっきりとしていないところがございますので、その辺のところは今後の課題かなということに思っております。

○築瀬会長 ほかにございませんでしょうか。

○橋本委員

今の鳥インフルの件ですけれども、これはどこが検便採取をやっているのですか。それと、県内で何か所ぐらいやっているのですか。それを教えてください。

○濱江課長 採取ですか。

○橋本委員

はい。今回、鳥取県では日光池周辺で取ったのが出ているのですが、どこの機関が採取したのかということと、それと、県内ほかにまだこういった県でどこかの場所で何か所ぐらいのところ、検便採取というのをやっているのかというのを教えてください。

○濱江課長

まず鳥取市の日光池の件でございますけれども、これは鳥取大学の農学部の山口教授のほうで独自で採取をされまして、鳥大のほうで検査をされまして、インフルエンザウイルス検出ということが確定されたということでございます。あと、ふん便の採取が県内でどういうふうに行われているかということでございますけれども、環境省が1カ月に一度、例えば、水鳥公園でありますとか、湖沼でありますとか河川でありますとか、そういった鳥が飛来してくる場所に限ってふん便調査を行われまして、それを研究機関のほうにお送りしているということでございます。県内では、ふん便採取を行っておりますけれども、それで陽性になったという例は一度もございません。

○築瀬会長

ありがとうございました。

今の御質問ですが、鳥取県独自のそういう委託でのモニタリングというのは、特にはやってらっしゃらないですか。環境省がメインでやってらっしゃる。

○濱江課長

ふん便採集につきましては、鳥取県のほうでは行ってはおりません。ただ、先ほども申し上げましたように、監視ですね、例えば、大量に鳥が死んでいるとか、異常な鳥がないとか、そういったものについて、特にこういうような状況ですので、監視をずっと続けているところでございます。

○築瀬会長

ありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、次第の4番目ですかね、3番目ですが、その他ですけれども、事務局から何かございませんでしょうか。

○広田課長

1つ、御紹介でございますが、お手元のほうに、このカラー刷りのメタンハイドレート講演会という資料を御提出させていただいておりますが、2月3日に明治大学の松本教授

を招聘いたしまして、メタンハイドレートの講演会を開催しようと思っています。メタンハイドレートというのは、皆さん御存じのとおりで、500メートルぐらい水深があれば、そのあたりで発生したメタンガスが氷の中に取り込まれて、燃える氷と言われておるようなものですが、結構日本海沖というか、鳥取沖でも結構この表層型のメタンハイドレートが相当あるのでないかということの、今の資源量調査の概要とかを国のほうの調査委託に基づいて、松本先生などが調査しておられるので、そういった内容を県民の皆さんに御紹介をしていただけるいい機会でございますので、皆さん、お誘い合わせの上御参加いただけたらということですので、よろしく願いいたします。以上です。

○築瀬会長

ありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。

ないようでしたら、以上で、本日の環境審議会を終了させていただきたいと思います。

なお、本日の議事について、質問、御意見等ございましたら、事務局のほうへ御連絡をお願いいたします。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席いただきまして、長時間にわたり御協議いただきまして、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。